

青森山田中学高等学校

新型コロナウイルス感染症対策マニュアル

- 1 新型コロナウイルス感染症対策体制及び役割分担
- 2 生徒及び教職員に対する感染拡大防止のための対策
- 3 サーベイランス（健康状態の監視）等の具体的な内容
- 4 出席停止措置及び臨時休業措置
 - 出席停止措置
 - (1) 出席停止措置の実施
 - (2) 出席停止の通知
 - (3) 出席停止の解除
 - 臨時休業措置
 - (1) 臨時休業措置の実施
 - (2) 臨時休業期間中における生徒及び保護者への対応
 - (3) 臨時休業期間中に学校で対応すべき事項
 - (4) 臨時休業期間中の教育活動の実施
 - (5) 臨時休業措置の解除
- 5 修学旅行等の実施について
- 6 各種大会・行事等への参加について（運動部・文化部・その他の活動）
- 7 寄宿舎・食堂等について
- 8 臨時休業と入試等の教育関係行事が重なった場合の対応について
- 9 臨時休業中の教職員の業務体制について
- 10 臨時休業が長引いた場合の対応について

【緊急対応】

学校活動中において新型コロナウイルス感染症等が発生した場合等の対応

- 1 新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合の対応
 - 訴えのあった生徒の一時的隔離
 - 感染防止策の実施
 - 症状確認
- 2 生徒の在校時間中に臨時休業の通知が出された場合の対応
- 3 新型コロナウイルス感染症発生時の連絡フロー

1 新型コロナウイルス感染症対策体制及び役割分担

新型コロナウイルス感染症対策は、危機管理の視点での取組が重要である。本校は新型コロナウイルス感染症が発生又はその疑いがある場合にその状況を的確に把握し、生徒の安全を確保するため緊急かつ総合的な対応に備え、危機管理体制を定めるものである。

青森山田中学高等学校新型コロナウイルス感染症対策本部設置要項

1 目的

「青森山田中学高等学校新型コロナウイルス感染症対策本部」は、新型コロナウイルス感染症による健康被害を最小限にとどめるため、臨時休業となった場合の対応を整備するなど、対策を協議・決定するために開催する。

2 構成

本部長 花田惇校長

副本部長 原副校長、木村副校長、黒田副校長

尾坂教頭、相馬教頭、生田教頭、對馬事務局長

本部員 高校・中学校運営委員 他

必要に応じて部活動顧問、学校医、PTA 会長等の意見を求める。

3 会議

会議は、本部長（校長）が招集し開催する。

本部長が実務できない時は副本部長が職務を代行する。また、必要に応じ、学校医等の出席を求め、専門的な意見を聴取し、新型コロナウイルス感染症対策に係る重要事項について協議・決定することとする。

4 協議事項

情報収集・周知、サーベイランス、感染拡大防止対策の強化、行事・部活動等への対応、臨時休業措置への対応（学習、生活指導、連絡体制）、学校再開への対応 等

- 生徒・教職員へ新型コロナウイルス感染症に関する正しい情報の提供

厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

文部科学省ホームページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

青森県庁ホームページ「新型コロナウイルス感染症について」

<https://www.pref.aomori.lg.jp/welfare/health/wuhan-novel-coronavirus2020.html>

- 外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などこまめに手を洗う。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取り乾かす。（出典：首相官邸ホームページ）

【役割分担】

	内 容	高 校	中 学
1	生徒・保護者からの相談・問い合わせに応ずるための「感染症対策相談窓口」の設置	教頭	教頭
2	教職員の勤務体制及びサービス	教頭 事務局長	教頭
3	臨時休業期間中における教育活動の支援	副校長 教務部長	副校長
4	入学試験、各種学校行事（修学旅行等含む）の対応	副校長 教務部長 生徒部長 各学年主任	副校長 教頭 各学年主任
5	部活動及びスポーツに関する行事等の対応	教頭	副校長
6	寄宿舍、食事に関する対応	教頭 事務局長 部活動顧問	教頭 部活動顧問

2 生徒及び教職員に対する感染拡大防止のための対策

(1) 「咳エチケット」の徹底

- ①咳・くしゃみの際はティッシュ又は袖の内側などで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけるようにする。
- ②鼻汁・痰などを含んだティッシュはすぐにフタ付きの専用のゴミ箱に捨てる。
- ③咳をしている人にマスクの着用を徹底させる。

(2) 校内の環境衛生の保持

- ①換気を徹底する。
- ②トイレ・手洗い所に石鹸、また玄関・廊下等に消毒用アルコールを設置する。
- ③ゴム手袋等を準備しておく。
- ④防護服を用意する（可能な場合）。

(3) 不要不急の大規模集会や興行施設等不特定多数の集まる場所への外出の自粛

- ①コンサート、映画館、カラオケ店等への立ち入りを禁止。
- ②歓送迎会や長時間にわたる会合への出席を禁止。
- ③国内旅行や海外旅行等の不必要な移動を自粛。
- ④校内における集会・会議等を自粛。

(4) 留学生等の入国や帰国について、検疫を通過したその後の対応

潜伏期間があり、検疫を通過しても安心できないことから、海外から入帰国後2週間は十分な健康観察を要請する。これは感染拡大地域から戻る際も同じことが言えるため2週間程度は外出を控えてもらうよう要請する。

特に教職員は、マスクの着用や咳エチケット、手洗い・うがいを徹底するなど、感染予防に万全を期する。

(5) 自らが感染している可能性があることを想定し、マスクをつける等の行動をさせる。

3 サーベイランス（健康状態の監視）等の具体的な内容

①生徒・教職員は、毎朝検温を行うなど、健康状態を確認する。

②発熱（37℃以上）・倦怠感（体のだるさ）・嗅覚や味覚障害等の症状があった場合は登校せず「帰国者・接触者相談センター」に予め電話等で連絡相談し、受診方法等について指示を受けてから、マスクを着用して受診する。この場合可能な限り公共交通機関を使わず自家用車で行くようにする。

③学校は、生徒・教職員本人及び家族の発熱や呼吸器症状等の有無を確認し、適宜まとめ、健康状況を把握する（感染者が確認された場合は、県総務学事課へ報告する）。

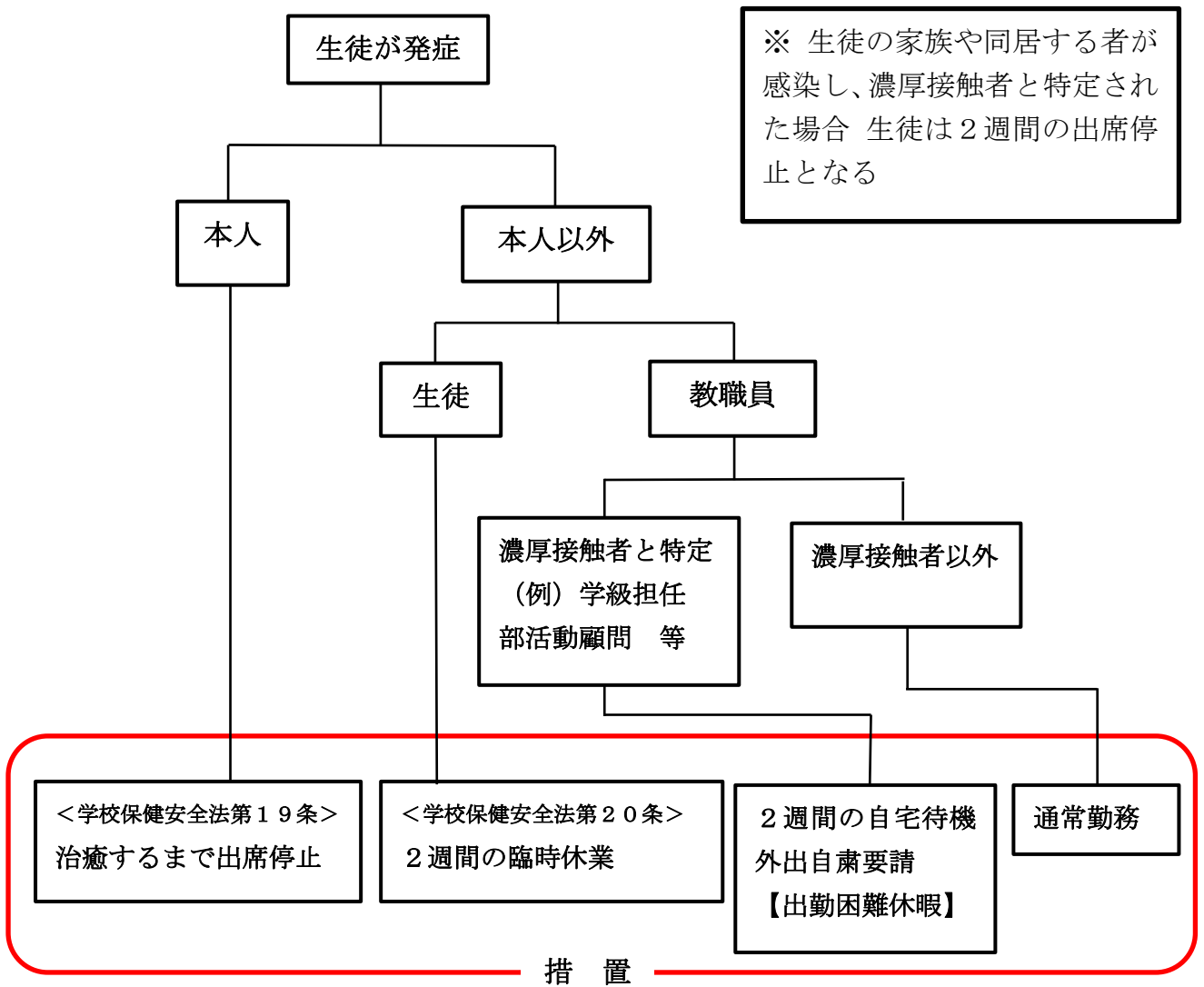
④朝の検温で平熱より高い生徒・教職員がいる場合は、記録を取って残し、経過観察する。

⑤登校後に疑わしい症状が確認された場合は、再度健康状態をチェックし、状況に応じて一時隔離し、関係各所へ連絡する。

4 出席停止措置及び臨時休業措置

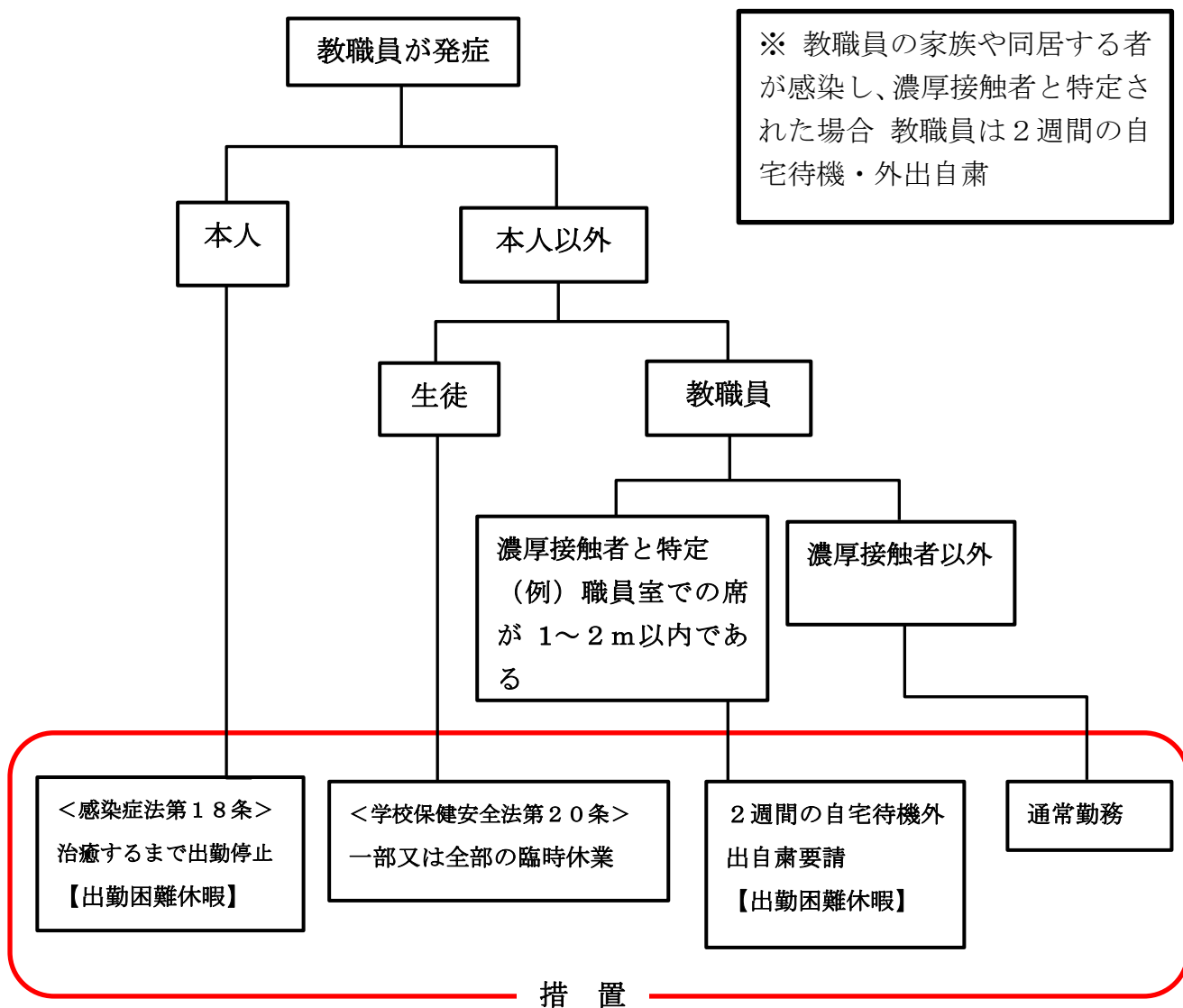
【生徒が発症した場合】

- ①発症した生徒：出席停止（学校保健安全法第19条）
- ②発症した者以外の生徒：学校全部または一部の臨時休業（学校保健安全法第20条）



【教職員が発症した場合】

- ①発症した教職員：就業制限（感染症法第18条）
- ②発症した者が所属する学校における生徒：学校全部または一部の臨時休業（学校保健安全法第20条）



※ 濃厚接触者に特定され、積極的疫学調査によって、PCR検査陰性の場合も、2週間の経過観察の対象となる（検査陰性が感染を否定することにはならないため）。

【補足】

- ① 生徒又は教職員が濃厚接触者として特定され、発症していない場合は、当該生徒及び教職員は、2週間の自宅待機・外出自粛とする。生徒の取扱いについては、出席停止となる。なお、濃厚接触者以外の者は、通常登校（勤務）となるが、2週間の検温・健康観察を必ず行う。
- ② 地域における流行早期の段階においては、学校に感染者等がない場合でも、積極的な臨時休業を行うこともある。
- ③ 医療的ケアを必要とする生徒については、主治医や学校医に対応方法を相談の上、その指

示に従うこと。なお、医療的ケアを必要としないが、基礎疾患のある生徒についても同様の対応とする。

- ④ 生徒において発熱・咳・倦怠感等、疑わしい症状の場合は校長の判断で出席停止とすることができる。なお、教職員が発熱・咳・倦怠感等、疑わしい症状の場合は出勤自粛とする。

【出席停止措置】

(1) 出席停止措置の実施

校長は、生徒又は教職員の中に、新型コロナウイルス感染症及び以下のような感染が疑われる者が出た場合、医療機関の受診結果を聴取の上、速やかに出席停止等の措置をとり、インフルエンザや麻しんといった他の感染症と同様、県総務学事課へ電話による一報の後、「新型コロナウイルス感染症に係る出席停止措置状況等連絡票」により県総務学事課へ報告する。

- ・生徒及び教職員が濃厚接触者として特定された場合
- ・その他、校長が新型コロナウイルス感染症への感染が疑われると判断した場合

(2) 出席停止の通知

校長は、出席停止とした生徒の保護者に対し、出席停止としたことを通知するとともに、生徒の外出の自粛など出席停止中に家庭で留意すべき事項について指導する。

(3) 出席停止の解除

校長は、出席停止とした生徒の健康状態を定期的に確認するとともに、医師等が新型コロナウイルス感染症の発症の可能性がないと判断した場合、出席停止中の生徒又は教職員に対し、出席停止等の措置を解除する。

【臨時休業措置】

(1) 臨時休業措置の実施

校長は、感染した生徒・教職員が、発熱や咳などの症状が出ている状態で登校した場合や、以下のような感染症の予防上、必要があるときは、臨時休業措置を講じ、インフルエンザや麻しんといった他の感染症と同様、県総務学事課へ電話による一報の後、「新型コロナウイルス感染症の発生及び措置状況」により、速やかに居住市町村を管轄する保健所及び県総務学事課へ報告する。

- ・校長が、新型コロナウイルス感染症への感染が認められないまでも、多数の者が新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる等、感染拡大の恐れが高いと判断した場合
- ・同一地域内の学校が休業措置をとった時、校長が感染拡大防止のため特に必要があると判断した場合
- ・休業措置をとった学校と部活動等の交流があった時、校長が感染拡大防止のため特に必要があると判断した場合

(2) 臨時休業期間中における生徒及び保護者への対応

校長は、生徒の保護者に対し、臨時休業の理由を通知する。

また、生徒に対し、臨時休業期間中の不要不急の外出、生徒同士の接触を慎むなど、臨時休業期間中の過ごし方について指導するとともに、生徒の保護者に対し、前述の内容等、家庭で留意すべき事項について確実に伝える。

臨時休業等の判断を行うに当たっては、生徒の監督者の確保等、保護者の追加的な負担に留意し、保護者の負担を極力軽減できるような方法を検討する

(3) 臨時休業期間中に学校で対応すべき事項

- ・ 校長は、臨時休業期間中における生徒及び教職員の健康状態の把握に努める。
- ・ 校長は、臨時休業期間中に新たに新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる生徒及び教職員が現れた場合には、感染者数、感染が疑われる者の数等について、インフルエンザや麻しんといった他の感染症と同様、県総務学事課へ電話による一報の後、「新型コロナウイルス感染症に係る出席停止措置状況等連絡票」によりその都度県総務学事課へ報告する。
- ・ 臨時休業の措置をとった場合は、校舎の机・イス・出入り口のドア等、接触感染の原因となる箇所について消毒を行う。消毒方法については、県総務学事課からの指示に従う。

(4) 臨時休業期間中の教育活動の実施

- ・ 生徒に対して、臨時休業期間中の自宅学習の進め方について可能な範囲で指導する。
- ・ 臨時休業中の教育は自学自習を基本とし、必要に応じて自宅へ教材を郵送、ファックス、メール等を利用して指導する。また、学校に電話相談窓口を設置し、教育機会の確保に努める。

(5) 臨時休業措置の解除

校長は、臨時休業中の生徒の健康状態を定期的に確認するとともに、学校医等が臨時休業措置の解除が適当であると判断した段階で臨時休業措置を解除する。

5 修学旅行等の実施について

生徒が安全で安心して修学旅行等が実施できるよう次の点に留意する。

- (1) 修学旅行等の実施前に校内において、新型コロナウイルス感染症の感染等が認められた場合、関係情報及び以下に掲げる生徒の健康状況等を踏まえた上で、「生徒の参加の見合わせ」「修学旅行の延期又は中止」等の対応について、校内で保護者の代表や学校医等を交え十分検討し、校長が決定する。

～生徒の健康状況等の例～

- ・ 新型コロナウイルス感染症及び疑いと診断され、出席停止及び学校閉鎖の措置期間である場合
- ・ 生徒の家庭内等で新型コロナウイルス感染症と診断され、濃厚接触者として特定され2

- 週間を経過していない場合や出発時に発熱や呼吸器症状等が認められた場合
- ・当該学年において、学級閉鎖又は学年閉鎖を実施するような状況にある場合

(2) 海外修学旅行等を実施する場合には、安全確保の観点から万全を期すとともに、海外渡航中に生徒や教職員が新型コロナウイルス感染症（疑いを含む）に感染した場合には、直ちに学校に連絡し指示を受ける。

※渡航先の状況を把握し、生徒及び教職員の安全を第一に考え判断する。

6 各種大会・行事等への参加について（運動部・文化部・その他の活動）

校内で発生し、臨時休業等の措置を講じている場合は原則として参加しないものとする。また、発生状況を踏まえ居住市町村を管轄する保健所等と相談し、主催者と学校で協議の上、大会等の開催及び対応等について検討するものとする。

7 寄宿舎・食堂等について

寄宿舎を利用している生徒については、出席停止措置又は臨時休業措置が講じられる場合は、原則として、保護者等に連絡し、家庭に戻すこととする。但し、保護者の家庭において感染者がいる場合、帰省することにより感染拡大が懸念される場合、また、留学生においてもその限りではない。

感染者が発生した場合は、寄宿舎及び食堂も含め全館閉鎖とする。この場合も保護者等に連絡し、家庭に戻すこととする。

8 臨時休業と入試等の教育関係行事が重なった場合の対応について

臨時休業が高校入試、大学入試等県内の生徒の大多数が参加する行事と重なった場合は、国の方針等を踏まえ、校長が個別に対応方針を決定する。

9 臨時休業中の教職員の業務体制について

臨時休業中は、業務に関わる職員や業務時間は必要最小限とし、業務に関わる教職員以外は、出勤を自粛させる場合もある。なお、服務については、学園規定に準ずるものとする。

10 臨時休業が長引いた場合の対応について

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う、臨時休業が長期にわたった場合は、発生した時期等にもよるが、夏季休業、冬季休業等を振り替えることなどが予想される。具体的な対応については、臨時休業が解除されるまでの間に、校長が対応方針（履修認定等を含む）を決定する。

【緊急対応】

学校活動中において新型コロナウイルス感染症等が発生した場合等の対応

1 新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合の対応

【訴えのあった生徒の一時的隔離】

- ① 教室等で訴えてきた場合
感染をできるだけ防止するために、他の生徒と接触させないように、訴えのあった生徒を使用していない部屋で休ませる。
- ② 保健室へ訴えてきた場合
既に他の生徒が入室している場合、訴えのあった生徒を入室させる前に、他の生徒を退室させる。既に入室している生徒が体調不良でベッド等で休んでいる場合は、訴えのあった生徒を保健室近くの使用していない部屋で休ませる。

【感染防止策の実施】

- ③ 学校での感染をできる限り防止するために、生徒にマスクを着用させる。訴えのあった生徒へ直接対応する養護教諭や担任等もマスク・ゴーグル等（可能な場合）を着用する。
- ④ 石鹸と流水による手洗い、消毒用アルコールや速乾性擦式消毒用エタノール等で手指消毒を行う（使用法は製品の使用説明書を参照）。
- ⑤ 訴えのあった生徒が使用したティッシュペーパー等は蓋付きのゴミ箱（ない場合はビニール袋に入れてゴミ箱）に捨てるよう指導する。

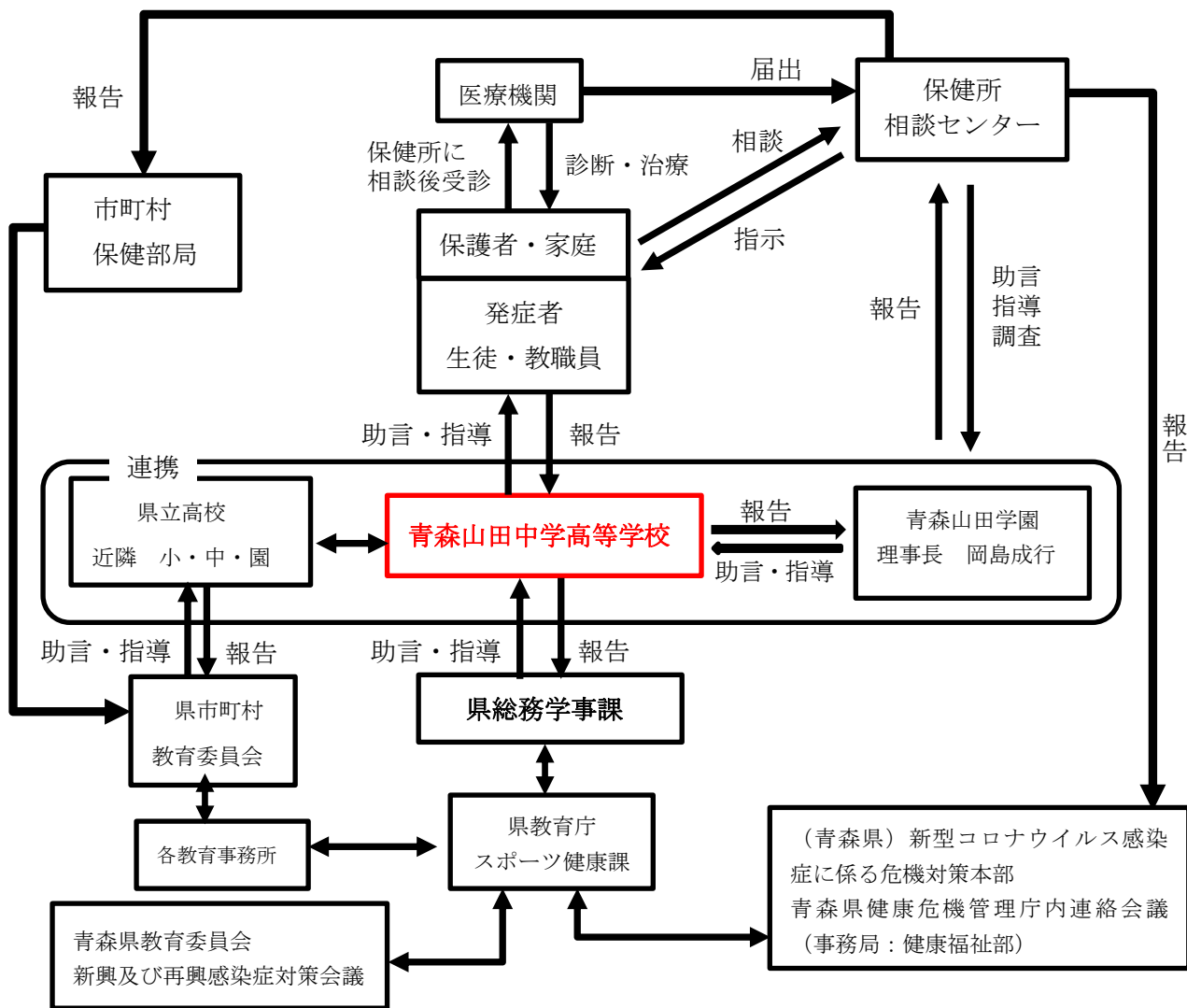
【症状確認】

- ⑥ 体温や呼吸器症状、その他の身体症状を観察する。その後は、連絡フローに従い、保護者や管轄保健所等へ連絡する。保健所から要請があった場合には、当該生徒等の病院への搬送、接触者の健康調査、消毒等に協力する。

2 生徒の在校時間中に臨時休業の通知が出された場合の対応

- ① 生徒の年齢に応じた感染予防指導を行い、マスクを着用させ帰宅させる。
- ② 保護者宛ての文書を配布する。
- ③ 生徒の状況により保護者へ連絡し迎えを依頼する。

3 新型コロナウイルス感染症等発生時の連絡フロー



保健所	電話番号	管轄市町村
弘前保健所	0172-33-8521	弘前市、黒石市、平川市、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町
八戸市保健所	0178-43-2291	八戸市
五所川原保健所	0173-34-2108	五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町
むつ保健所	0175-31-1388	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村
東地方保健所	017-739-5421	平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町
三戸地方保健所	0178-27-5111	三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町
上十三保健所	0176-23-4261	十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村

※保健所相談センター
 (新型コロナウイルス感染症)【帰国者・接触者相談センター】
青森市保健所 017-765-5280